

# 環境影響評価制度 (環境アセスメント制度) の見直し

諮問に至った経緯と今後の検討の進め方

令和6年(2024年)10月  
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

## 背景・経緯（1）

- ・本県では、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）を制定し、一定規模以上の大規模な開発行為を実施しようとする者に、環境影響評価手続きの実施を求めている。
- ・これまで、社会情勢の変化等を受け、条例等の制度見直しを行ってきたところであるが、県内の複数市町からは、条例の対象規模要件が近隣府県よりも厳しい水準（P.14-15）であるとして、産業用地の早期確保の観点などの近年の社会情勢の変化に対応するために、条例の対象規模要件の見直しを含めた更なる制度見直しの必要性が指摘されている。
- ・特に、条例の対象事業や対象規模要件は、「滋賀県環境影響評価に関する要綱（昭和56年制定）」をもとにして制定されたものであり、この当時（昭和50年代）は、琵琶湖総合開発事業など大規模事業が相次いで計画される一方、琵琶湖の富栄養化による影響が顕著に現れていた時期（P.16）であった。
- ・このため、当時検討されていた同要綱の対象規模要件についても、琵琶湖を有する本県の地域特性を踏まえ、近隣府県よりも比較的厳しい水準に設定されたものと考えられ、その後の環境法令の整備の状況や環境基準等の達成状況を踏まえた見直しの検討が求められている。

## 背景・経緯（2）

- ・令和6年7月に開催された滋賀県首長会議では「環境保全と産業振興のバランス」をテーマとして議論が行われ、産業立地の推進に向けてはアセス制度の見直し（手続き迅速化・対象要件緩和）のほか、立地企業に対する補助金の拡充、企業サポート体制の充実、農地法や都市計画法の緩和等の必要性に関する意見が出された。
- ・こうした意見を受け、本県では産業立地の促進に向けた施策を総合的に推進していく方針であり、このうち、アセス制度の見直しとして求められた対象要件の緩和については、緩和に伴い「修復不能な環境影響が生じる可能性」や、「事業実施に係る地元との合意形成の機会が失われる可能性」があることから、慎重に議論する必要性』を示し、「まずは手続きの迅速化を中心に検討する」対応方針を示したところ。
- ・一方で「県議会一般質問」、「令和7年度に向けた県施策構築・予算編成に向けた市町要望書」等でも、引き続き、面積要件の見直しを含めたアセス制度の見直しの検討を求められている状況であり、検討を進める必要が生じている。
- ・このような経緯を踏まえ、アセス制度の「環境配慮」や「地元との合意形成の促進」といった目的を達成しながら、いかにして「産業立地の迅速化」を図ることができるのか、しっかりと検討し制度化していくことが必要となっている。

## 市町からの主な意見

- ・ 県アセス条例の「工場」「工業団地」の面積規模要件は近隣府県よりも厳しく、手続きも3～4年を要することから、早期の産業用地を求める企業立地の足かせになっているのではないか。
- ・ 国全体で産業用地確保に向けた土地利用転換の迅速化（P.21）に取り組んでおり、本県のアセス制度に関しても対象規模要件の見直しや手続きの簡素化等の検討を進めるべきではないか。
- ・ 手続きの迅速化や簡略化に関する検討だけでなく、面積要件の見直しの検討も願います。
- ・ 工場の面積要件を10→20haとするだけでも三重県と同じ要件となり、本県の交通網や人口を踏まえると近隣府県と十分競合できるのではないか。
- ・ 地元合意については、市町で対応できる部分もあり協力する。

各市町からこういった意見が出された背景としては、

- ① 対象規模要件を設定して40年以上が経過し、その間環境法令が強化され、県内の水環境等が改善されてきたこと（P.22-28）、
- ② 今後の人口減やそれに伴う税収減に対する市町の危機感（P.29-32）、
- ③ 山林や農地の管理が困難となっていており転用を図りたいと考える地域課題への対応等があるものと考えられる。

## 検討の内容と進め方

### 令和6年度

- ・ 滋賀県知事から滋賀県環境審議会会長に「滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直し」について諮問（環境企画部会に付議）【9月26日】
- ・ アセス制度の見直しに向けた「基本的な考え方」と「今後の検討の方向性」（第1次答申（案））について議論【本日（10月15日）・環境企画部会】

### 《今後の予定》

- ・ 第1次答申がとりまとめられた後、同答申をもとに県対応方針（案）を作成
- ・ パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ必要な制度改正に繋げる

### 令和7年度以降

- ・ 手続きの迅速化および簡略化、面積要件見直しの必要性などの制度見直しについて引き続き検討を行い、第2次答申（案）としてとりまとめ予定。
- ・ 第2次以降の答申（案）がまとまり次第、環境企画部会において御審議いただく予定。

## 論点（1）

### 【検討事項1：制度見直しに当たっての基本的な考え方】 ← 第1次答申（案）で議論

- ・ 本県では、昭和56年度に県アセス要綱を制定以降、82件の大規模事業に県条例アセス（県要綱アセス）制度を運用してきた（P.11）。
- ・ アセス制度に関しては、これまでから、社会情勢の変化を踏まえて、必要な見直しを行っており、今般、市町からは、国全体で今後の人口減少を見据え「産業用地転換の迅速化」に取り組む一環として、県アセス制度に関しても①工場・工業団地に係る面積要件の緩和、②現状3～4年を要する手続きの迅速化（簡略化）の観点からの見直しが求められている。
- ・ 見直しの検討に当たっては、アセス制度の「環境配慮」や「地元との合意形成の促進」といった目的を担保しつつ、いかにして「産業立地の迅速化」を図ることができるのか。  
そのために、アセス制度に関してはどのような制度改正が出来るのか、検討する必要があるのではないか。

### 【今後の対応】 ← 第2次答申（案）以降で整理の上、検討

- ・ アセス制度以外に、環境への影響を予測評価し保全措置を検討するプロセス、事業実施に際しての地元との合意形成を図るプロセスがどの程度あるのか整理を行う。
- ・ なお、市町へのアンケート結果では、市町独自でアセス手続き以外に「環境配慮」や「地元合意」のプロセスを有しているのは19市町中9市町であり、制度改正を検討するには市町にも協力を求める必要がある。

例) 生物環境アドバイザー制度（環境配慮）、都市計画の変更手続き（合意形成）、滋賀県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定（環境配慮）、市町独自の環境保全協定（環境配慮、合意形成）等

## 論点（2）

### 【検討事項2：今後の検討の方向性 ①手続きの迅速化】 ← 第1次答申（案）で議論

- ・ 本県で実施されているアセス手続きは、森林や農地の場合で3～4年、造成地の場合で2～3年の期間を要しているのが現状（P.18-20）。
- ・ アセス手続きは、都市計画法の変更手続きや農地法の転用手続きが終了した後に開始されるケースも多く、早期に産業用地の確保を求める企業のスピード感に合わないとの指摘もある。
- ・ 予めアセス手続きが完了した産業用地を準備しておくことや、都市計画法や農地法の手続きに並行してアセス手続きの実施を求めていくことが必要であるものの、「地元との合意形成は市町としても協力できる」という意見も頂いていることから、市町制度とも連携しながら手続きの迅速化（簡略化）に向けた制度見直しの検討が必要ではないか。

### 【今後の対応】 ← 第2次答申（案）以降で整理の上、検討

- ・ 令和6年3月には、再エネ「促進区域」内で計画される再エネ設備の整備（市町が認定したものに限り）については、アセス手続きの計画段階配慮書で目的とされる立地選定等の手続きは完了しているとして、同整備事業については配慮書手続きを省略する制度改正を行った。このような考え方を活用し、他の制度でアセス手続きの各段階の目的が達成されている場合には、その段階の手続きの省略等を検討する。
- ・ 県アセス条例では、都市計画決定権者が都市計画決定の手続きと併せてアセス手続きを実施できる規定を設けているが、活用されておらず、問題点の整理や改善策を検討する。
- ・ 知事意見の形成期間（60～120日）、縦覧期間（1か月）の短縮可否を検討する。
- ・ 調査方法の合理化（前倒し調査、他事業で取得されたデータの活用等）を検討する。

※他府県の事例：工業専用地域など特定のエリアに限定してアセス手続きの一部（又は全部）を省略しているケースもある

## 論点 (3)

### 【検討事項3：今後の検討の方向性 ②面積要件の見直し】 ← 第1次答申（案）で議論

- ・市町からのニーズの多い面積要件の見直しに関しては、希少な動植物の絶滅など修復不能な環境影響が生じることの無いよう、また、地元との調整がなされないまま事業が進められないよう慎重に検討を進める必要があると考えられる。
- ・特に森林地域のような造成に伴う環境影響が大きいと考えられる場所で計画される事業については、環境影響に関する必要十分な調査がなされ、環境保全措置がなされた上で、事業が実施されるべきと考えられ、森林地域および自然公園における面積要件は、原則維持すべきではないか。
- ・一方で、造成地など造成に伴う新たな環境影響が生じない土地に関しては、合意形成の手続きの有無を確認した上で、面積要件を緩和する余地があるのではないかと。

### 【今後の対応】

- ・工場の面積要件 → 論点 (4) へ ← 第1次答申（案）で議論
- ・工業団地の面積要件：宅地やレジャー施設など他の面的開発事業と同じ ← 第2次答申（案）要件としており、見直す場合には一体的に検討を行う  
以降で整理の上、検討

※ 森林地域については「原則面積要件を維持すべき」としているが、放置森林の場合は、植生衰退、地すべり誘発、有害鳥獣の棲み処になる等の影響が想定されるため、面積要件見直しの可否を含め検討する。

※他府県の事例 【神奈川県】平成26年度から工場立地に係る面積要件を3ha→10haに変更  
(自然公園区域は1haまたは3haに据え置き)

【栃木県】平成29年度から工業団地の面積要件を20ha→50haに変更  
(自然環境保全協定の要件5ha→20haに緩和)

## 論点（４）

### 【検討事項４：今後の検討の方向性 ②面積要件の見直し（工場）】 ← 第1次答申（案）で議論

- ・ 現在、工場の面積要件は10ha以上とされており、造成に伴う環境影響は変わらないにも関わらず「住宅団地」や「工業団地」等の面的開発事業（面積要件20ha以上）よりも厳しいものとなっている。
- ・ また、工場の完成後は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法といった各環境法令による規制を受けることから、以下のとおり要件を見直しても差し支えないのではないか。

#### 【現行】

排水量	日 2,000 m <sup>3</sup> 以上 (増設の場合 日 2,000 m <sup>3</sup> 以上の増)
排ガス量	燃料使用量(重油換算) 時間 3 kL以上 (増設の場合 時間 3 kL以上の増)
敷地面積 (※次の土地の部分を除く)	<u>10ha以上</u> <u>(増設の場合 10 ha以上の増)</u>  (※) ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次の何れにも該当するもの ① 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと ② 当該工場等の廃止の日以降、工場等の敷地の用途以外に使用されていないこと

#### 【見直し案】

排水量	日 2,000 m <sup>3</sup> 以上 (増設の場合 日 2,000 m <sup>3</sup> 以上の増)
排ガス量	燃料使用量(重油換算) 時間 3 kL以上 (増設の場合 時間 3 kL以上の増)
敷地面積 (※次の土地の部分を除く)	<u>20ha以上(森林は15ha以上、自然公園は10ha以上)</u> <u>(増設の場合 20 ha以上の増(森林は15ha以上の増、自然公園は10ha以上の増))</u>  (※) ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次の何れにも該当するもの ① 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと ② 当該工場等の廃止の日以降、工場等の敷地の用途以外に使用されていないこと

# 関連資料

## 県アセス条例（県アセス要綱）の施行状況

昭和56年度から令和5年度末まで

事業の区分	手続き件数
道路の整備事業	2
河川の整備事業（ダム、堰の建設）	4
発電機の設置事業	1
廃棄物処理施設の建設事業	14
下水道終末処理施設の整備事業	1
公有水面の埋立、干拓事業	6
港湾施設の建設事業	2
土砂・砂利採取事業	2
宅地（住宅団地）の造成事業（土地区画整理事業を含む）	7
工業団地の造成事業（土地区画整理事業を含む）	11
工場の建設事業	4
レクリエーション施設の建設事業	23
高層建築物の建設事業	1
その他、知事が必要と認めるもの（大学の設置等）	4
計	82

# 対象事業（条例アセス）（1）

## ■ 単独開発事業

対象事業の種類	対象規模要件
1. 道路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4トン以上（規模の変更 時間 4トン以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 全て 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園は10ha以上増））

## 対象事業（条例アセス）（2）

■ **面的開発事業** ⇒ No. 11～14まで**全て同じ面積規要件**

□：今回御指摘のあった事業

対象事業の種類	対象規模要件
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
13. 宅地の造成事業 ⇒ <b>メガソーラーの設置等を含む</b>	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上） （増設 20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）

※ No. 11～14の事業の種類の内いずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積が20ha以上のものは「複合開発事業」に該当。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものもアセス手続きの対象。

## ■ その他事業

対象事業の種類	対象規模要件
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m <sup>3</sup> 以上（増設 日 2,000m <sup>3</sup> 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積（次の土地の部分を除く） 10ha以上（増設 10ha以上の増）  ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの （ア）当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと （イ）当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m <sup>2</sup> 以上（増築、改築 5万m <sup>2</sup> 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上）

# 各都道府県アセス条例の対象規模要件（1）

## ①工業団地の造成事業

規模要件	都道府県数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	9	宮城、秋田、山形、茨城、富山、愛知、和歌山、鳥取、大分
50ha～	22	北海道、青森、岩手、福島、栃木、千葉、新潟、石川、長野、静岡、京都、大阪、奈良、島根、岡山、広島、愛媛、熊本、高知、福岡、熊本、宮崎
40ha～	3	福井、岐阜、鹿児島
30ha～	3	山梨、長崎、徳島（35ha～）、佐賀（35ha～）
20ha～	6	群馬、埼玉、三重、滋賀、香川、沖縄
10ha以下	2	神奈川（10ha～）、東京（全て）

※ 条例で「第2種事業（アセス手続きを行うか個別に判断する事業）」を規定している道府県（網掛けの道府県）は「第2種事業」の対象規模で比較している

※ 「第1種事業（必ずアセス手続きを行う事業）」では、北海道・岩手県・山口県：100ha以上、福島県・京都府：75ha以上、徳島県：70ha以上、群馬県・福井県：50ha以上

※ 高知県、福岡県、佐賀県は、「宅地（事業用地を含む）造成事業」としての規模要件

## 各都道府県アセス条例の対象規模要件（２）

### ②工場の建設事業（工場用地の造成事業を含む）

規模要件	都道府県数	内訳
要件なし	17	北海道、岩手、新潟、長野、静岡、愛知、京都、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、富山、茨城、和歌山、鳥取
50ha～	12	青森、福島、栃木、群馬、千葉、石川、福井、大阪、島根、岡山、広島、熊本
30ha～	2	山梨、長崎
20ha～	4	埼玉、三重、香川、岐阜（かつ改変8ha～）
15ha～	1	奈良
10ha～	3	神奈川、滋賀、東京（敷地0.9ha～、建築0.3ha～）

※ 条例で「第２種事業（アセス手続きを行うか個別に判断する事業）」を規定している福島県（網掛け）は「第２種事業」の対象規模で比較している。

※ 「第１種事業（必ずアセス手続きを行う事業）」では、福島県：75ha以上

※ 上記の表は、「排ガス量」「排水量」「面積」で要件を設定している都道府県の場合も、「面積のみの対象規模要件を抜粋している。

## 本県の面積要件が厳しい理由

### 制定当時の時代背景

- 昭和54年（1979年）滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例制定 ←全国に先駆けた窒素、リンの規制
- 昭和56年（1981年）滋賀県環境影響評価に関する要綱制定
- 平成10年（1998年）滋賀県環境影響評価条例制定

- ・ アセス要綱制定当時は、琵琶湖総合開発事業など大規模事業が相次いで計画される一方、琵琶湖の富栄養化による影響が顕著に現れた時期
- ・ 検討されていた県アセス要綱の面積規模についても、**必然的に厳しい水準**とされたものと考えられる（琵琶湖を有する本県の地域特性を考慮）  
⇒ 乱開発抑制、水環境保全、水源涵養、生態系保全

### 現在の状況

- ・ G7広島首脳コミュニケ（共同声明）〈2023年5月20日〉において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失や汚染という3つの世界的危機に直面している」※と述べられており、このような影響は本県でも顕在化している。
- ・ このため、本県においても、CO<sub>2</sub>ネットゼロを含む気候変動への対応、生物多様性戦略の策定など様々な環境保全・再生に取り組んでいる。
- ・ **制定当時にも増して、環境への配慮（＝持続可能な開発）が求められている。**

（※）環境省の環境白書から抜粋

## これまでの制度見直しの状況

- 平成21年（2009年）9月 対象事業に「風力発電所（出力1,500kW以上）」を追加【規則改正】
- 平成23年（2011年）9月 工業団地での工場の新増設のうち、平成23年9月28日から平成26年9月27日までに行われるものについては対象要件を緩和【規則改正】
- | 【改正前】  |                         | 【改正後】 |                         |
|--------|-------------------------|-------|-------------------------|
| ・敷地面積  | 10 ha                   |       | 20 ha                   |
| ・燃料使用量 | 3 kL/h                  | ⇒     | 10 kL/h                 |
| ・排水量   | 2,000 m <sup>3</sup> /日 |       | 5,000 m <sup>3</sup> /日 |
- ※東日本大震災後の時限的措置
- 平成25年（2013年）3月 配慮書手続きの新設、電子縦覧の義務化等【条例改正】
- 令和4年（2022年）3月 工場の建設に係る面積要件（10ha）に、工場跡地等を含まないことに変更【規則改正】
- 【ケース①】自然地で計画される事業 ⇒ 敷地面積10ha以上がアセス対象
- 【ケース②】工場跡地で計画される事業 ⇒ 面積要件10haに工場跡地を含まない  
(造成に伴う新たな環境影響が生じないため)
- 令和6年（2024年）3月 再エネ「促進区域」での認定地域脱炭素化促進事業については配慮書の規定を適用しないことに変更【条例改正】
- 【改正理由】
- ・促進区域内での市町が認定した再エネ整備事業は、アセス手続きの配慮書段階で検討が求められている「立地選定」等の検討が既になされているため

# 手続きに要する期間（1）

## 手続きの流れ

配慮書

- ・ 事業の計画段階での環境配慮
- ・ 事業場所等の複数案を検討

【所要期間  
の目安】

6ヶ月

方法書

- ・ 環境影響評価を行う項目、方法を検討  
（項目：大気、水質、騒音、振動、悪臭、動植物・生態系、  
地形・地質、地盤、景観、廃棄物、温室効果ガス、  
人と自然との触れ合い活動の場 等）

6ヶ月

現地調査

- ・ 森林地域など動植物・生態系の調査が必要な場合は最低1年以上
- ・ 造成地での事業の場合は、適宜、短縮可能

調査項目に  
よって異なる

準備書

- ・ 環境影響の調査予測評価結果や環境保全対策を検討

9ヶ月

評価書

- ・ 準備書を修正し内容を確定

2ヶ月

他法令の許認可・工事着手

## 手続きに要する期間（２）【縦覧期間・知事意見形成期間等の違い】

		滋賀県	京都府	大阪府／ 和歌山県	兵庫県	三重県
配慮書	縦覧＋意見募集	30日	30＋14日	規定なし	30日	規定なし
	知事意見形成	90日	市長意見 回答から 30日		30日	
	審査会回数	2回	2回		2回	
方法書	縦覧＋意見募集	30＋14日	30＋14日	30＋14日	30日	45日
	知事意見形成	90日	90日	90日	120日	90日
	審査会	2回	3回	2回	4回	1～2回
準備書	縦覧＋意見募集	30＋14日	30＋14日	30＋14日	30＋15 日	45日
	知事意見形成	120日	120日	120日	180日	120日
	審査会	3回	3回	2回／3 回	5～6 回	1～2回
評価書	縦覧＋意見募集	30日	30日	30日	15日	45日
	知事意見形成	60日	なし	なし	なし	なし
	審査会	なし	なし	なし	なし	なし

## 手続きに要する期間（3）

- ・ アセス手続きは、**概ね3～4年**の期間を要するが、
- ・ 造成地で事業を計画することにより、**2～3年以内の期間**で手続きを終了した例もある

《表 アセス手続に要した期間（最近の事例）》

事業の名称		事業の種類	事業予定地		手続開始日	終了日 (評価書公告日)	所要期間
鳥居平・松尾工業団地造成事業 【日野町】	条例	工業団地造成	<b>森林</b>	約66ha	H31.1.18	R5.3.10	<b>約4年3カ月</b>
(株)村田製作所 守山新事業所 拠点整備【守山市】	条例	高層建築物	<b>造成地</b>	約6ha (約100m)	R4.3.31	R6.1.30	<b>約1年10カ月</b>
湖北広域行政事務センター 【長浜市】	条例	ごみ焼却施設	<b>造成地</b>	約3.5ha	R1.8.6	R4.3.22	<b>約2年8カ月</b>
南草津プリムタウン(※) 【草津市】	条例	土地区画整事業 (住宅団地)	農地	約32ha	H24.2.24	H27.3.16	約3年1カ月

※方法書からの手続き（平成26年3月までは配慮書手続の規定なし）

# 国の動向（産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化）

3つの手法

制度・規制改革

制度・規制

## 産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化

農林水産省

経済産業省

国土交通省

- 産業立地の際の土地利用転換に係る規制や手続きを見直すほか、宅地の造成工事に併せ、建物の建築工事を進めることが可能であることを明確化。
- これらにより、半導体等の重要物資等に係る国内生産拠点整備に要する期間を短縮。

取組	効果
<p>① <u>市街化調整区域における開発許可の緩和</u>※ 半導体工場等の新設・増設を可能とする。</p> <p>※地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業」について、市街化調整区域での開発許可を得るための要件を緩和。</p>	<p>事業者のニーズに応じた産業立地が可能に</p>
<p>② <u>土地利用転換手続に要する期間の短縮</u></p> <p>農地転用、開発許可等に係る手続を同時並行的に進め期間を短縮。</p>	<p>土地利用転換の迅速化（イメージ） 現状：1年程度 ⇒ 見直し後：4か月程度</p>
<p>③ <u>早期の建築着工による竣工までの期間の短縮</u></p> <p>宅地の造成工事と合わせ建物の建築工事を進めることで、竣工までの期間を短縮。</p>	<p>建設の迅速化（イメージ） 現状：3年程度 ⇒ 見直し後：2年3～6か月程度</p>

関連する法令・予算

- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条（経済産業省）
- ・都市計画法第29条・第34条・第37条（国土交通省）
- ・農業振興地域の整備に関する法律第13条（農林水産省）
- ・農地法第4条・第5条（農林水産省）
- ・土地区画整理法第76条（農林水産省）

出典：内閣府HP「総合経済対策政策ファイル」  
（2023年11月・内閣府特命担当大臣）

# 滋賀県の環境の変化 (昭和50年以降)

# 県アセス要綱制定以降の滋賀の環境のあゆみ（1）

## 昭和50年代

赤字：顕在化した環境影響、青字：主な規制強化等

西暦（年）	滋賀の環境のあゆみ	国内外の動向
1975（昭50）	・ <u>彦根市沖で局所的な赤潮</u>	
1976（昭51）	・ 琵琶湖環境権訴訟（3月） ・ 県人口が100万人を突破（7月）	・ <u>「振動規制法」制定（6月）</u>
1977（昭52）	・ <u>ウログレナ赤潮大発生（5月）</u> ・ <u>湖南、彦根で初の光化学スモッグ注意報（8月）</u> ・ 合成洗剤追放全国集会、大津で開催（10月）	
1978（昭53）	・ 「びわ湖を守る粉せっけん使用推進県民運動」 県連絡会議結成	
1979（昭54）	・ <u>琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（琵琶湖条例）公布（10月）</u>	
1980（昭55）	・ 全国生活排水対策連絡協議会、大津で設立総会（9月）	・ 「ラムサール条約」発効（10月）
1981（昭56）	・ <u>環境影響評価（アセスメント）要綱（県要綱）制定（3月）</u>	
1982（昭57）	・ <u>琵琶湖で藻類が異常繁殖、湖岸一帯に漂着し水泳場一時閉鎖や悪臭問題が発生</u>	・ 琵琶湖総合開発特別措置法が平成3年度まで延長
1983（昭58）	・ <u>南湖に初のアオコ発生</u> ・ <u>有機塩素系化合物による地下水汚染</u>	
1984（昭59）	・ <u>ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）制定（7月）</u>	・ <u>「湖沼水質保全特別措置法」制定（7月）</u>

## 県アセス要綱制定以降の滋賀の環境のあゆみ（2）

昭和60年代～平成10年

（地球環境問題に対応する枠組みが開始）

赤字：顕在化した環境影響、青字：主な規制強化等

西暦（年）	滋賀の環境のあゆみ	国内外の動向
1985（昭60）		<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法の排水基準（湖沼の生活環境項目）に窒素、りんを追加（5月）</li> </ul>
1987（昭62）	<ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖に係る湖沼水質保全計画策定（3月）</li> <li>水草、水の華対策検討委員会設置（9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オゾン層破壊物質に関する「モントリオール議定書」採択（9月）</li> </ul>
1989（平元）	<ul style="list-style-type: none"> <li>南湖でコカナダモが異常繁殖し、大量に湖岸に漂着、異臭を放つ（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法改正（地下浸透規制、地下水監視の追加）（9月）</li> </ul>
1991（平3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>北湖でピコプランクトンが異常発生（6月）</li> </ul>	
1992（平4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヨシ群落保全条例を施行（7月）</li> <li>ごみ散乱防止条例を施行（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車NOx法」制定（6月）</li> </ul>
1994（平6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物環境アドバイザー制度の導入（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本計画閣議決定（12月）</li> </ul>
1995（平7）		<ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭規制法に臭気指数規制導入</li> </ul>
1996（平8）	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本条例、生活排水対策推進条例（みずすまし条例）、上乗せ排水基準条例制定（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法改正（汚染された地下水の浄化基準追加）</li> </ul>
1997（平9）		<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境影響評価法」制定（6月）</li> <li>「京都議定書」採択（12月）</li> <li>低騒音、低振動型重機の使用促進に係る告示改正</li> <li>地下水環境基準に係る告示</li> </ul>
1998（平10）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境影響評価条例」制定（12月）</li> </ul>	

## 県アセス要綱制定以降の滋賀の環境のあゆみ（3）

平成11年～現在

赤字：顕在化した環境影響、青字：主な規制強化等

（気候変動や生物多様性など地球環境問題への対応が求められる時代へ）

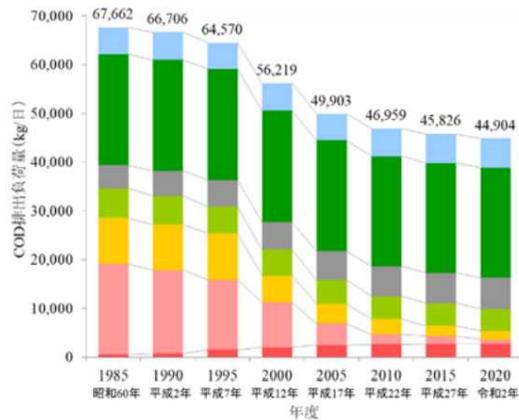
西暦（年）	滋賀の環境のあゆみ	国内外の動向
1999（平11）		・ <a href="#">「PRTR法」制定（7月）</a>
2000（平12）	・ <a href="#">「大気負荷低減条例」制定（3月）</a>	
2001（平13）		・ <a href="#">「自動車NOx・PM法」制定（6月）</a>
2002（平14）	・ <a href="#">「琵琶湖レジャー適正化条例」制定（10月）</a>	・ <a href="#">「土壌汚染対策法」制定（5月）</a>
2003（平15）	・ <a href="#">「自然公園条例」改正（特別区域での行為規制）（3月）</a>	
2004（平16）	・ 「琵琶湖森林づくり条例」制定（3月）	・ <a href="#">大気汚染防止法改正（VOC規制追加）（5月）</a>
2006（平18）	・ 「野生動植物との共生条例」制定（3月）	
2007（平19）	・ <a href="#">公害防止条例に土壌汚染対策、地下水浄化対策等の規定を追加（10月）</a>	
2011（平23）	・ <a href="#">「低炭素社会づくりの推進に関する条例」制定（3月）</a>	・ <a href="#">水質汚濁防止法改正（構造等基準の追加）（6月）</a>
2011（平24）	・ <a href="#">公害防止条例に構造等基準を追加（10月）</a>	
2015（平27）		・ 持続可能な開発目標（SDGs）採択（9月） ・ 「琵琶湖保全再生法」制定（9月） ・ 「パリ協定」採択（11月）
2020（令2）		・ 「改正大気汚染防止法制定」（6月）

# 琵琶湖に流入する負荷量の経年変化

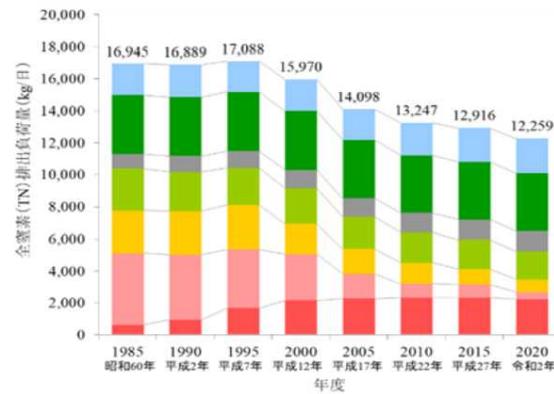
- 「事業場に対する規制の強化」や「下水道の整備」により、琵琶湖に流入する負荷量（特に産業系や生活系）は大幅に減少

◆琵琶湖に流入する負荷量の経年変化

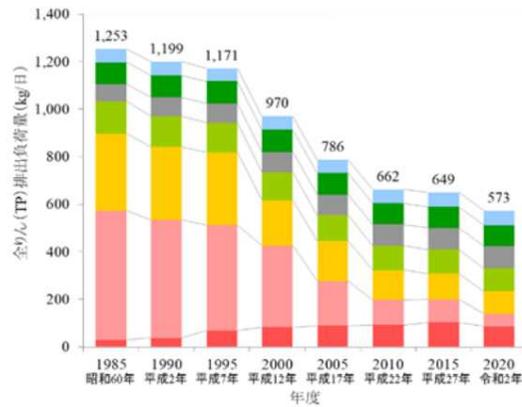
COD



T-N

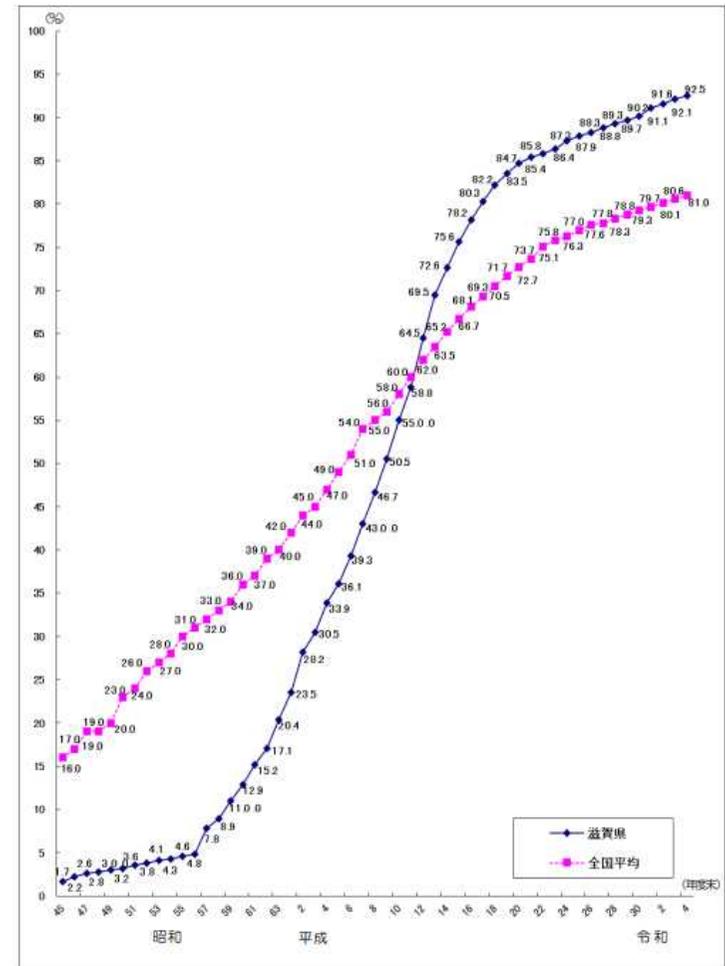


T-P



- 湖面降水
- 山林・他
- 市街地系
- 農地系
- 産業系
- 生活系
- 処理場系

◆下水道処理人口普及率の推移

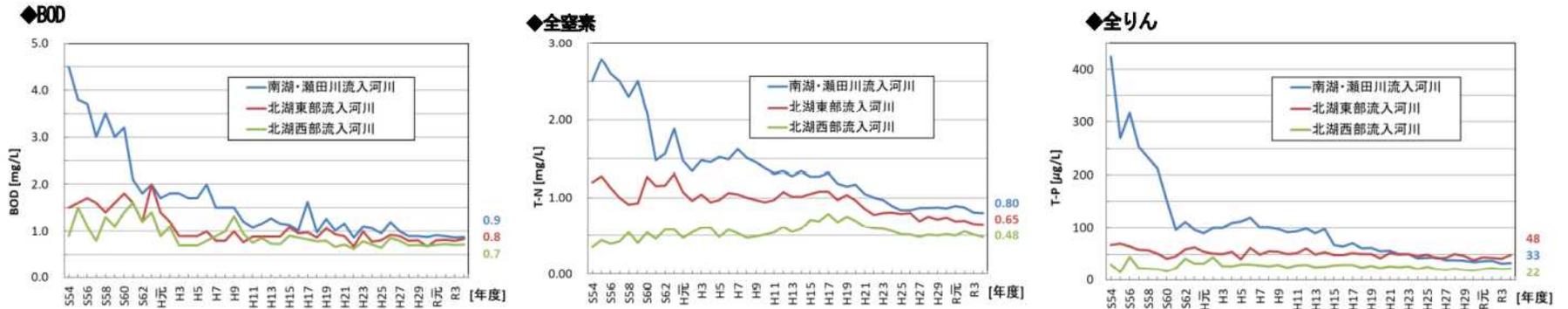


◆下水道を利用できる県民の割合(令和4年度) 92.5%

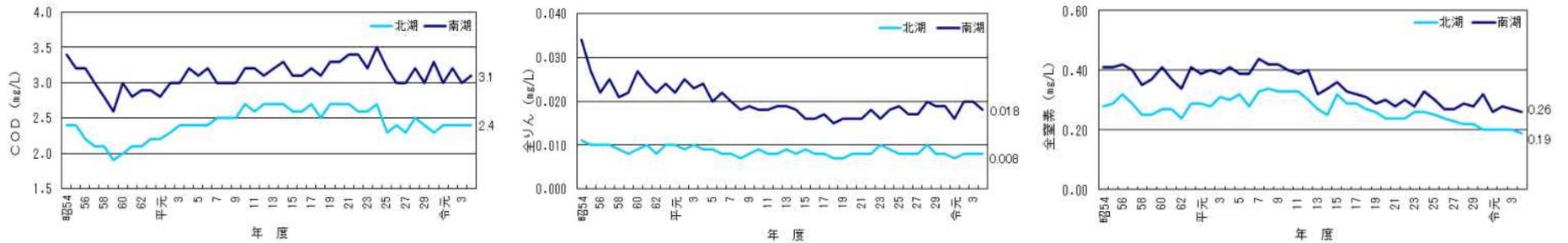
# 水質等の経年変化

- ・ 負荷量の減少に伴い、河川、琵琶湖の水質は改善。赤潮の発生日数も大幅に減少。

## 【河川水質の経年変化】

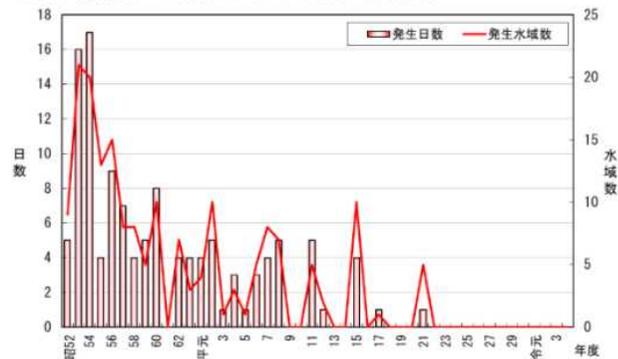


## 【琵琶湖水質の経年変化】

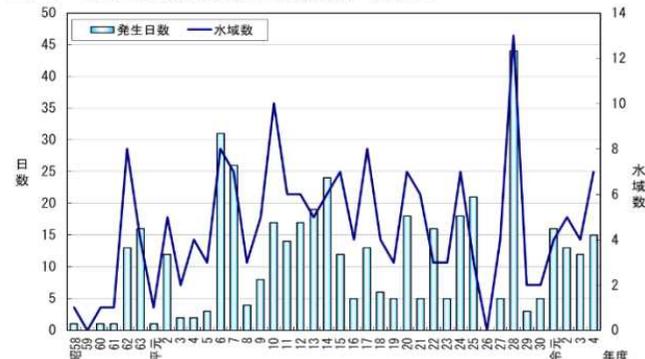


## 【赤潮・アオコ発生日数の経年変化】

◆淡水赤潮発生日数および水域数の経年変化



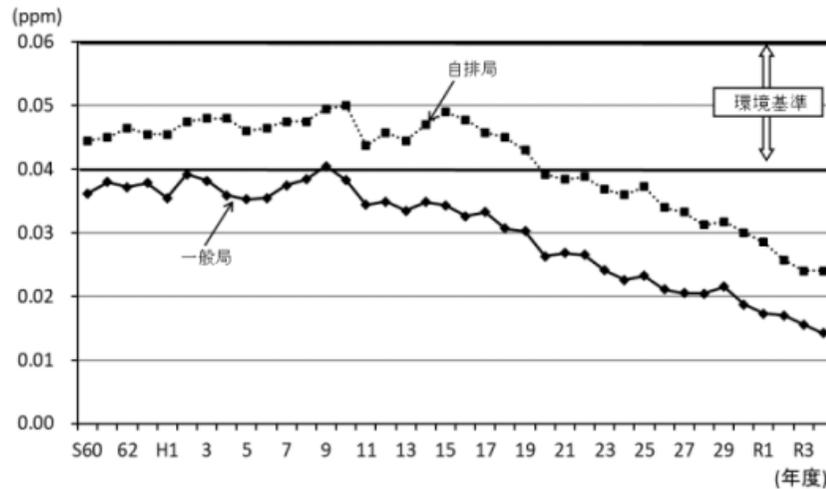
◆アオコ発生日数および水域数の経年変化



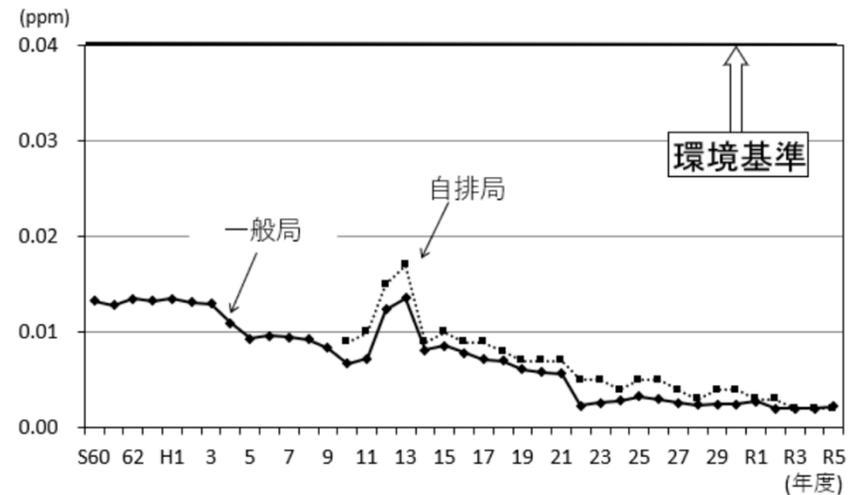
# 大気環境の経年変化

- ・ 大気環境に関しても水質と同様に「事業場に対する規制の強化」や「車両等に対する規制が強化されたこと、燃費が改善されたこと」等により、大気環境への負荷が低減。大気環境は改善された。

◆大気中の二酸化窒素 (NOx) 濃度の経年変化

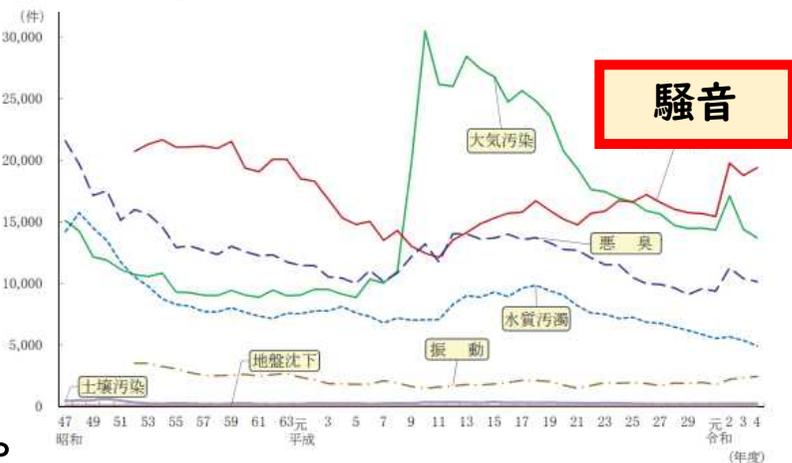


◆大気中の硫黄酸化物 (SOx) 濃度の経年変化



- ・ その他、騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法の制定や、低騒音、低振動型重機の使用が推進されたことに伴い、環境への負荷は低減されていると考えられるものの騒音の苦情件数は増加しており、引き続き環境配慮は求められている。

◆公害苦情の発生件数 (全国・典型7公害)



出典：総務省HP

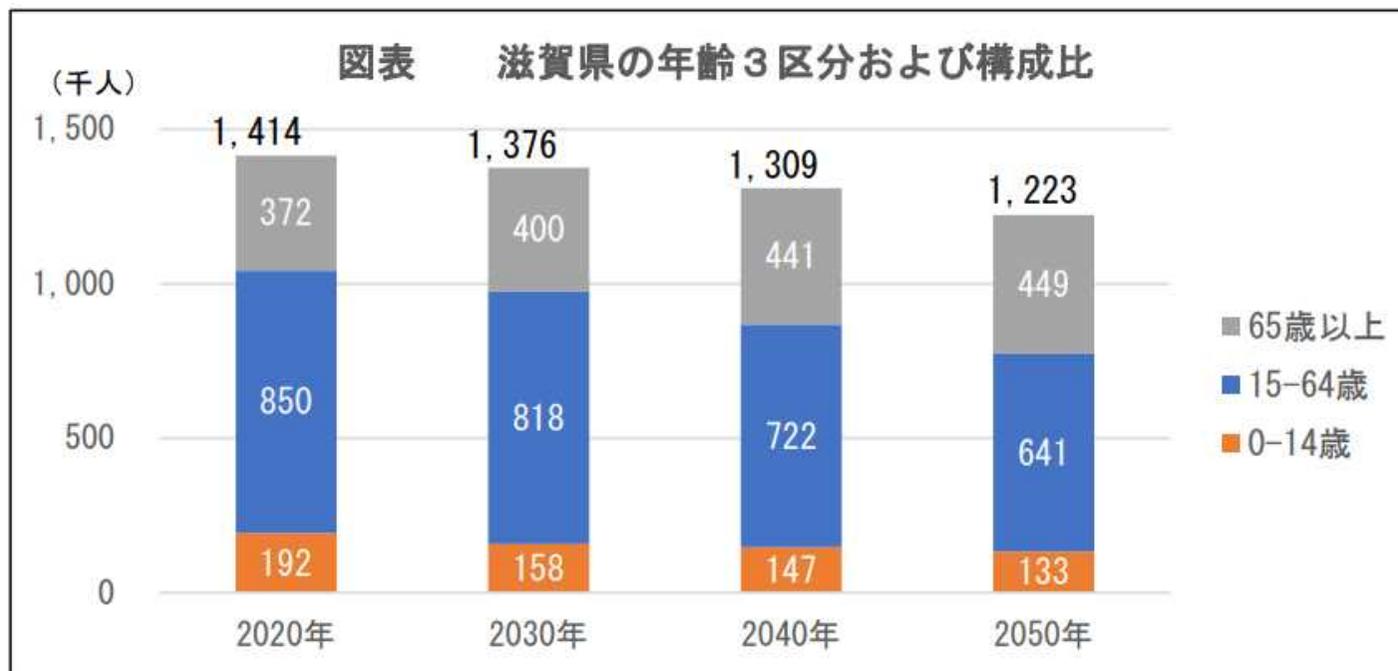
# 県人口の見通し・ 滋賀の環境の見通し

# 滋賀県人口の将来推計

- ・ 令和32年(2050年)の滋賀県の総人口【約104.7万人】は、令和2年(2020年)【約126.1万人】に比べて13.5%減少する推計（全国では17.0%減少）

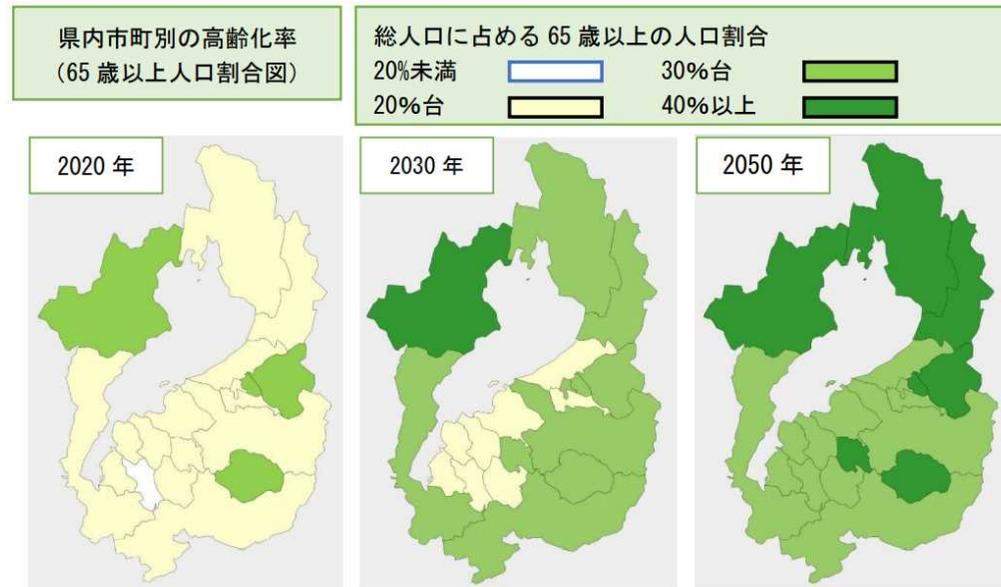
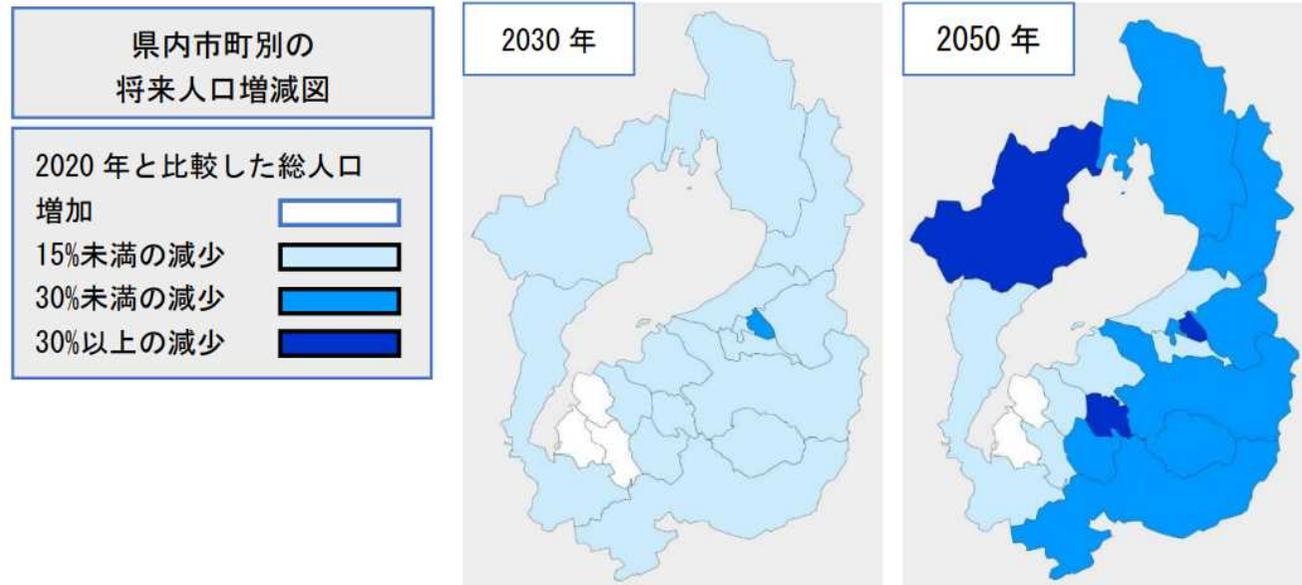
表 人口の将来推計

	2020年 (令和2年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)
全国(千人)	126,146	120,116	112,837	104,686
滋賀県(千人)	1,414	1,376	1,309	1,223
全国増減率	-	▲ 4.8%	▲ 10.6%	▲ 17.0%
滋賀県増減率	-	▲ 2.7%	▲ 7.4%	▲ 13.5%



## 地域別の人口動向（2）

- ・高島市、甲良町、竜王町では、総人口が30%以上減少する等、地域差の拡大も推計されている



# 人口の変化による影響

## 人口変化により今後生じる可能性がある影響

### ■暮らしに与える影響

- ・ 公共施設や社会インフラの維持が困難
- ・ 社会保障関係費 の比率の拡大

### ■地方行政に与える影響

- ・ 地域コミュニティの弱体化
- ・ 地域文化の伝承が困難
- ・ 医療、介護従事者の不足
- ・ 空き家の増加と都市のスポンジ化
- ・ 地域防災活動や防犯・交通安全活動の弱体化
- ・ バス路線の廃止や商店街の衰退、商店の減少などによる日常生活への支障

### ■地域経済に与える影響

- ・ 消費の減少による経済活力の低下および産業構造の変化
- ・ 生産年齢人口（労働人口）の減少による労働力の不足
- ・ 熟練した技術の継承が困難

### ■その他の影響

- ・ 県土の保全に影響  
（耕作放棄地や手入れされない森林の増加）
- ・ 琵琶湖など良好な自然環境の保全  
（人為活動由来の汚濁負荷の減少）
- ・ ゆとりのある住環境や生活が実現
- ・ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの実現
- ・ 外国人人口の増加

出典：「滋賀県人口ビジョン」（令和6年7月）

## 2030年滋賀の環境の見通し

- ・ 産業構造変化、中山間地の人口減少、耕作放棄の進行、農地減少、管理の行き届かない森林の増加、環境への負荷削減  
→ 琵琶湖への流入負荷の削減・水質の一定改善、餌環境・生物多様性に改善の傾向、琵琶湖と人の関わり多様化
- ・ 再エネ利用拡大、エネルギー需要拡大、環境インフラの老朽化 等  
→ 環境インフラの機能低下・負担増、一般廃棄物・産業廃棄物の減少 等

出典：「第五次滋賀県環境総合計画」（平成31年3月） 32

# アンケート集計結果

## 市町向けアンケート（1）【課題・合意形成】

- ・ 県内19市町にアンケートを実施し、産業誘致の課題を調査したところ、「アセス制度」は、「農地関係」や「都市計画関係」と並び、課題の1つとなっている。
- ・ 一方で、19市町中10市町が、アセス手続き以外に「環境配慮」や「地元合意」を進める手続きを独自には有していない。

### 【回答の内容】

問. 産業誘致の課題（工場や工業団地の誘致が不調となる原因）として、影響が大きな要因を原因となっている順番で回答してください。

（単位：回答した市町数）

課題	1 番目	2 番目	3 番目	4 番目	5 番目
環境影響評価制度関係	1	5	5	2	0
産業振興に係る補助金等	0	1	2	3	6
都市計画関係	4	3	3	4	3
農地関係	8	8	1	0	0
工業用水関係	1	0	3	5	5
その他	5	1	1	1	1

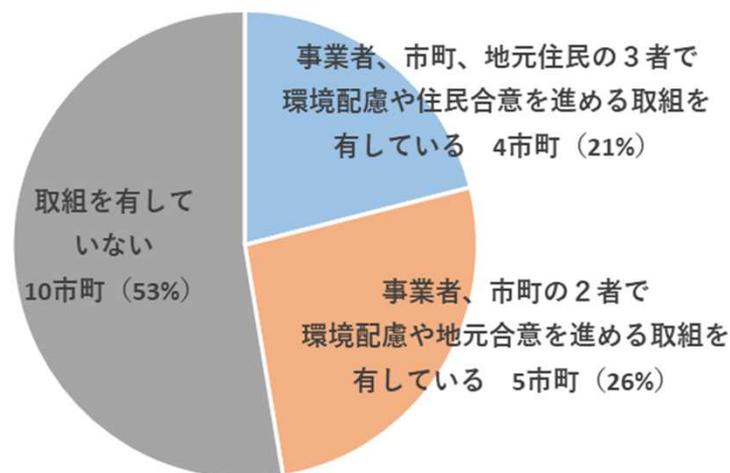
都市計画：土地利用の用途地域変更等に係る手続き

農地関係：農地転用に係る手続き

工業用水：工業用水道のインフラ整備

その他：産業用地の不足、土地所有者の同意、埋蔵文化財など

問. 工場の建設や工業団地の開発に当たって、市町独自に行っている合意形成や環境配慮の取組（例：環境保全協定の締結など）は、ありますか。



## 市町向けアンケート（２）【面積要件の緩和】

問. 令和3年度から令和5年度に相談のあった工場の開発に関する相談件数とアセス制度が原因で不調となった件数を回答してください。

面積	相談件数	うちアセス制度が原因で不調になった件数
～10ha	158	
10～15ha	11	4
15～20ha	4	0
20～30ha	3	0
30ha～	3	1
不明	13	1
計	193	6

問. 条例の「工場の面積規模要件（敷地面積10ha以上）」については緩和すべきと考えますか。

選択肢	市町数
緩和すべき	10
どちらかといえば緩和すべき	1
どちらかといえば緩和すべきではない	2
緩和すべきではない	0
どちらでもない	6

問. 「工場の面積規模要件」はどの程度が妥当と考えますか。

妥当な面積要件	市町数
15～20ha	2
30～50ha	4
100ha	1
面積要件なし	4

### 【緩和すべき・どちらかという緩和すべきと考える理由】

- ・アセス制度があるため、やむを得ず10ha未満の造成計画としている旨を複数の企業から聞いている。
- ・工場の建設（10ha）と工業団地の造成（20ha）で対象面積に差異があるが、どちらの場合も造成工事に差がある訳ではなく、差異を設けることに違和感がある。
- ・環境県を謳っていても税収は上がらない。投資効果（雇用・税収）をアセスにより縮小されている。
- ・企業が面積規模要件の緩い「県外」を選択する一因となっている。
- ・生活環境は環境法令の整備等により昭和50年代と比較し大きく改善しており、持続的に発展することができる社会構築の観点から良好な環境の保全と秩序ある土地利用のバランスをとる必要がある。

### 【どちらかという緩和すべきではないと考える理由】

- ・規模が大きい場合は、環境配慮や地元との調整は必要であるため。
- ・緩和した時の影響が現時点で判断できないため慎重に判断すべきと考える。

### 【妥当な面積要件の根拠】

- ・近隣府県（奈良：15ha、三重：20ha、兵庫：100ha、近隣府県の平均：40～50ha）と同程度にはすべき。

## 市町向けアンケート（3）【都市計画との関係、市町条例との関係等】

問. アセス条例では、都市計画決定権者である市町が都市計画の決定（変更）手続きと併せてアセス手続きを実施できる規定があります。  
この規定を知っていましたか。

選択肢	市町数
知っているが規定を活用する機会が無かった	1
知っているが規定を活用するのは困難	3
知らなかった	15

費用面、手続中の撤退リスク、立地が確約できない 等

問. 他の都道府県アセス条例では、市町村が定める条例でアセス手続きが行われる場合、県条例は適用しない旨の規定を設けている場合があります。本県が条例でこのような規定を設けた場合、貴市町は市町条例を制定しますか。  
なお、市町条例を制定した場合、アセス手続きの審査を行うのは市町になります。

選択肢	市町数
市町条例の制定を検討する	0
市町条例の制定を検討しない	4
現時点では判断できない	15

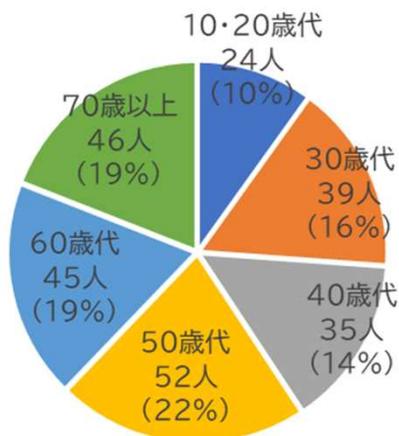
### 【自由記述欄に記載された意見】

- ・市町の定める産業誘致の方針等に沿った開発の場合は面積要件を緩和するなど、近隣府県並みの水準となるように見直していただきたい。
- ・農地転用には概ね3年必要な反面、民間企業のスピード感は速く、立地の話が出てから1～2年以内に建築着工を希望されます。この上、環境アセスに3～4年要すると企業立地はまず望めない。農地転用は全国的な課題ですが、アセス条例は県内のみの適用であるため、企業はどうしても他県に目を向けます。
- ・手続きを簡略化した「ミニアセス」のような仕組みを導入してはどうか。
- ・産業振興による税収確保や雇用の創出は重要であるが、環境への配慮や地元との調整も重要。
- ・各企業においてもCSR等の取組は行われており、行政が必要以上の規制を行う必要はない。
- ・農山村において工業団地開発は税収の安定化や働く場所の創出に繋がる。
- ・アセス条例の目的は理解するが、現在の運用では企業への負担（費やす時間、費用）が大きい。
- ・「地域との合意形成を図る機会」については、別の手続きにて求めることとし、面積要件の緩和および手続きの簡素化を図っていただきたい。環境にも配慮しつつ、産業振興を推進していくのが理想的。
- ・環境保全を図るべきエリア（琵琶湖周辺、水域、山地等）と、既に経済活動を行っているエリア（市街化区域周辺、田園エリアなど）で面積基準を分けてはどうか。
- ・現行制度で環境保全と産業振興のバランスが取れている。緩和については慎重に議論されるべき。

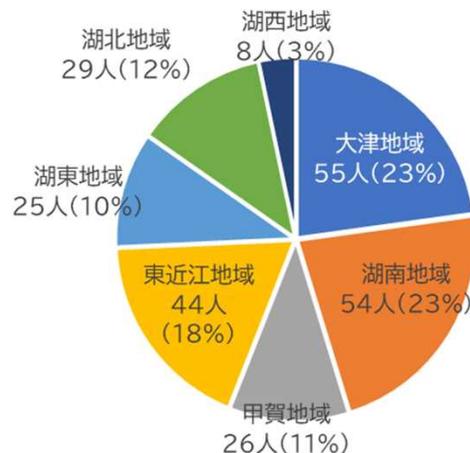
## 県民向けアンケート（１）【これまでの施策の印象】

- 令和6年9月に県民（県政モニター）299人にアンケート調査を実施。241人から回答があった（回答率80.6%）

### ◆回答者の年齢構成内容



### ◆回答者の居住地域

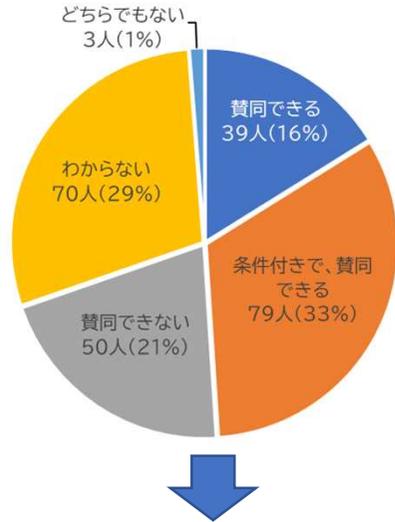


問. 滋賀県がこれまで進めてきた施策について、どのような印象を持っていますか  
（回答者：241人）

項目	人数	割合
環境保全と産業振興のバランスが適度に保たれている	64	26.6%
産業振興が重視され、環境保全が軽視されている	34	14.1%
環境保全が重視され、産業振興が軽視されている	9	3.7%
わからない	129	53.5%
その他	5	2.1%
合計	241	100.0%

# 県民向けアンケート（２）【要件の緩和】

問. 産業振興の観点から、アセス条例の「工場」「工業団地」の面積要件を緩和すべきという意見に賛同できますか。



## ■「賛同できない」を選んだ理由

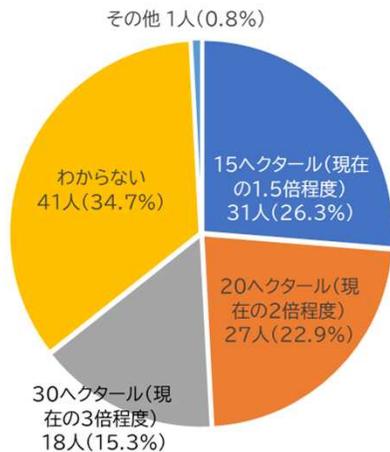
項目	人数
自然環境に対し修復不能な環境影響が生じる可能性がある	45
騒音、振動、水質汚濁および大気汚染といった公害が発生する可能性がある	38
交通渋滞や交通事故が増加する可能性がある	29
地元と合意形成を図る機会が失われる	21
その他	3

## ■「条件付きで賛同できる」を選んだ場合の具体的な条件

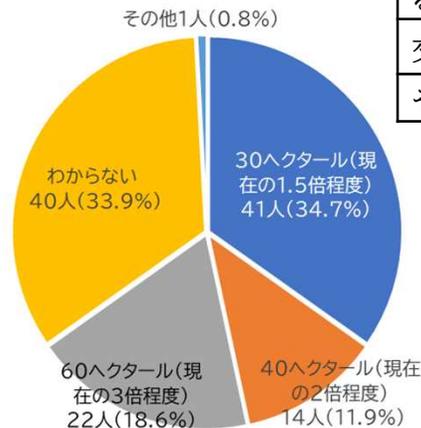
項目	件数
「工場」や「工業団地」を造成することについて、地元と一定の合意形成が図られている	59
既に別目的で造成されている土地など、造成等に伴う新たな環境影響が生じない	39
先進的な産業の誘致や地域雇用の創出につながる	41
交通渋滞が発生しない	37
その他	3

## ■「賛同できる」「条件付きで賛同できるを選んだ場合の許容限度

### 【工場】

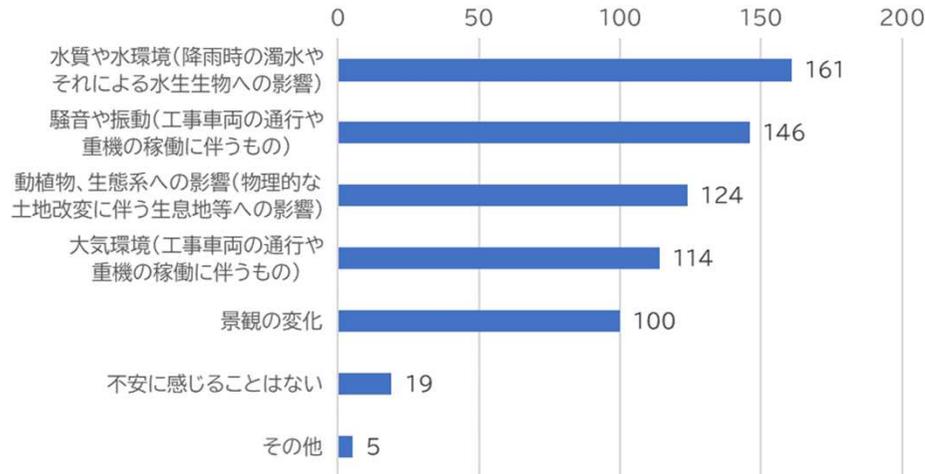


### 【工業団地】

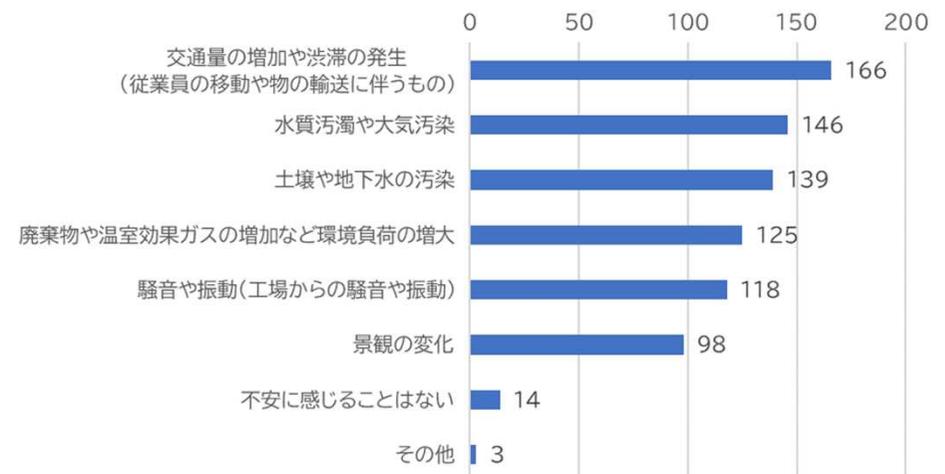


## 県民向けアンケート（3）

問. 工場や工業団地の造成に係る工事中の周辺環境への影響として、不安に感じることはどのようなことですか。（複数選択可。回答者241人）



問. 工場や工業団地の造成に係る造成後の周辺環境への影響として、不安に感じることはどのようなことですか。（複数選択可。回答者241人）



### 【面積要件緩和に「賛同できる」「条件付きで賛同できる」と回答した方の意見】

- ・ 景観や水質など現状回復が困難にならないようにしてほしい。
- ・ リスクとベネフィットの両方を周辺住民に伝え、納得の上開発を進めてほしい。 等

### 【面積要件緩和に「賛同できない」と回答した方の意見】

- ・ 環境保全とのバランスを調整しながら開発を進め、地域活性化につなげるべき。
- ・ 安易に緩和すべきではない。環境は時間軸が長く、産業振興は時間軸が短いので、市民、事業者、行政が環境と経済、便益のトレードオフについて議論すべき。 等

### 【面積要件緩和に「わからない」「どちらでもない」と回答した方の意見】

- ・ 反対者を納得させるものがあればいい。対話が重要。
- ・ 産業振興を望むが環境を著しく破壊するものは反対。

# 企業向けアンケート（1）

- ・令和6年8月26日から9月17日まで県内企業に対しアンケートを実施したところ、62社から回答があった。

## 【回答者の内訳】

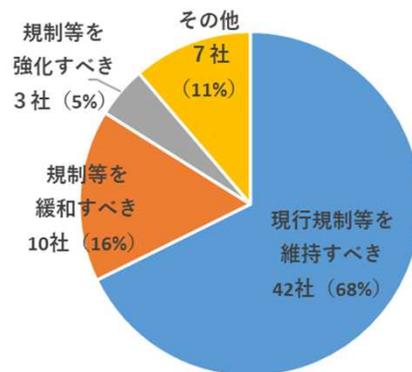
- ・アセス手続きを要しない規模であり、アセス要綱制定前に設置された工場、事業場からの回答が多かった

業種	企業数	事業場規模（面積）	企業数	操業年	企業数
製造業	50	10ha未満	41	S39(1964年)以前	16
サービス業	6	10～15ha	4	S40～59(1965～85年)	28
建設業	3	15～20ha	6	S60～H9(1985～97年)	10
その他	3	20ha以上	11	H10以降	8

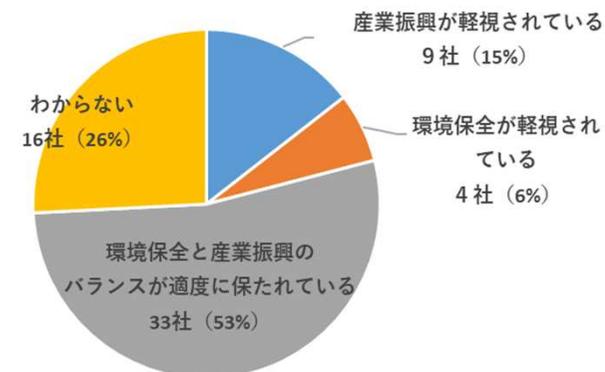
※県アセス要綱の制定はS58年

## 【回答の内容】

問. 今後、滋賀県はどういった考え方で施策を進めるべきと考えますか。



問. 本県がこれまで進めてきた施策について、どういった印象を持っていますか。

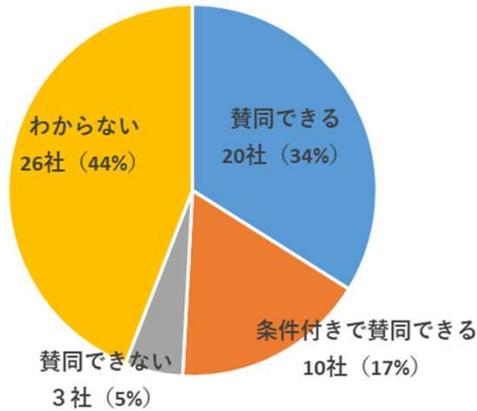


## 【主な意見】

- ・環境への配慮は前提ではあるが、行き過ぎた科学的根拠のない規制は経済活動のマイナス要因。科学的根拠についても最新のデータ等により見直しを図るべき。
- ・環境アセスは規模要件の厳しさに加え、各段階の手続き、審査の厳しさがネック。事業者は環境配慮、住民配慮の意識は高いがアセスがネックとなり県内での事業実施に後ろ向きになっている。
- ・新たな化学物質が問題になった時などには規制等の強化が必要。

# 企業向けアンケート（２）【対象要件の見直し】

問. 産業振興の観点から、環境影響評価条例の対象事業のうち「工場」「工業団地」の整備事業については対象とする面積要件を緩和すべきという意見があります。この意見に賛同できますか。



## ■「賛同できない」を選んだ理由

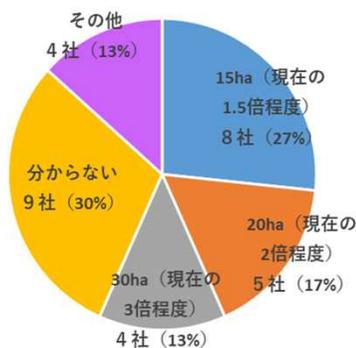
自然環境に対し修復不能な環境影響が生じる可能性がある	2件
騒音、振動、水質汚濁および大気汚染といった公害が発生する可能性がある	2件
地元と合意形成を図る機会が失われる	1件

## ■「条件付きで賛同できる」を選んだ場合の具体的な条件

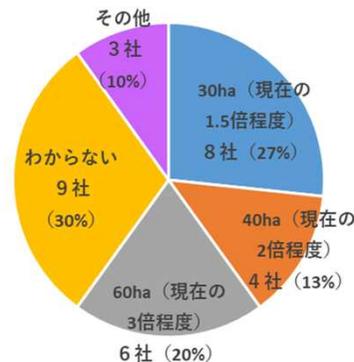
既に別目的で造成されている土地など、造成等に伴う新たな環境影響が生じない場合	7件
先進的な産業の誘致や地域雇用の創出につながる場合	6件
「工場」や「工業団地」を造成することについて、地元と一定の合意形成が図られている場合	5件
交通渋滞や交通事故が発生しない場合	2件

## ■「賛同できる」「条件付きで賛同できるを選んだ場合の許容限度

### 【工場】



### 【工業団地】

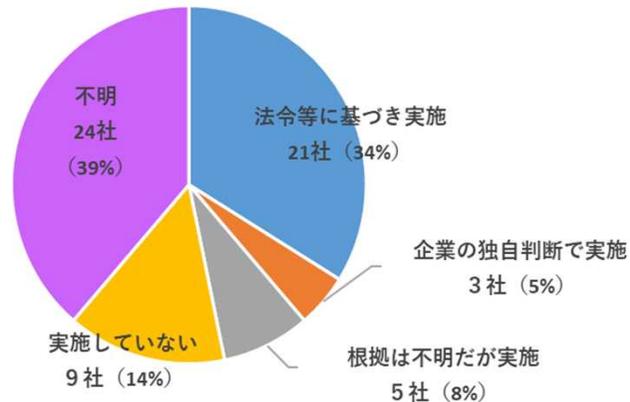


## 【その他を選んだ場合の意見（工場、工業団地）】

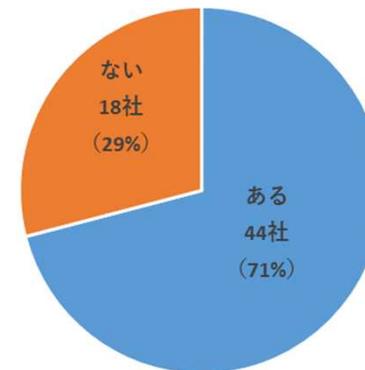
- ・法令遵守されるならば縛りはなくてもよい
- ・面積ではなく周囲の立地条件に対応する（用地の条件）
- ・面積での視点も必要だが、環境に対するリスクの有無等、業務内容の視点を加えると良いと考える。また、手続きに掛かる期間が長く新規参入を妨げることに繋がると考える。
- ・面積ではなく業種と事業規模。

## 企業向けアンケート（3）【合意形成の有無】

問. 工場等を設置する際に、アセス手続以外で、地域住民の方に工場等の概要、周辺環境への配慮事項等を説明する機会や地元と環境保全協定を締結する機会がありましたか。



問. 現在、地域の住民の方とコミュニケーションを図る機会がありますか。



### 【自由記述（本県の「環境保全施策」と「産業振興施策」、また、それらのバランスについて）】

- ・人口減少が進行し始めた現在、地域活性化には産業振興は非常に重要。現状の環境保全施策を維持しつつ、人口減少に歯止めをかけられるよう産業振興に関わる施策を強力に進めるために、規制緩和を進めることは最重要課題として取り組んで欲しい。
- ・琵琶湖の水質及び環境保全は絶対と考えるが、地域及び産業の発展の為に、この有利な立地や歴史ある交通の要所という点を十分に活用して頂きたい。
- ・環境保全に貢献できる技術を持つ企業を誘致し、その貢献度にあわせて工場設置要件の緩和や優遇措置を検討してはどうか。そのような技術を持たない企業であっても、環境保全投資や、技術者育成など、未来の地球環境保全に貢献する企業は同じく緩和や優遇措置の対象にしてはどうか。
- ・産業側の意見を集約する機会を保持して欲しい。
- ・日本一の琵琶湖を有する限り、この環境は未来に引き継ぐべきである。
- ・森林を切り開いたりしないで、今は使っていない土地を整地して、企業用地として欲しい。

### <主な意見>

- ・ 滋賀県は京阪神の近郊にあり、産業振興面でのポテンシャルは高いと思われる。一方、開発に当たっては、工業用地、道路や用水等のインフラ整備が必要であり、そのために農地の柔軟な転用が不可欠と思われる。県土を有効に活用すれば、環境への影響は低く抑えることができ、バランスある発展が可能となるのではないか。
- ・ 道路の整備に比べ産業用地が拡大していないため、環境保全が重視され、産業振興が軽視されている印象を受ける。現行の規制等については現時点で変更すべき理由が見当たらないため現行の規制等の水準を維持すべきではないか。
- ・ 経済活動と環境保護の両立を目指していく都市として他府県との違いをアピールできると思うため、現行の規制等の水準を維持すべきではないか。

# アンケート結果まとめ

## <市町アンケート結果>

- ・「工場」の面積要件（10ha）については、19市町中11市町が「緩和すべき、どちらかという緩和すべき」という回答であり、その理由は、企業立地の促進の観点からのものであった。また、直近3年間の工場建設で相談の多い面積としては、10ha未満が406件（全体の約9割）で最も多く、10～20haが35件、20ha以上が16件であった。
- ・一方、「どちらかという緩和すべきでない」という回答は、2市町でありその理由は「環境配慮や地元合意のプロセスが無くなる恐れがあり、慎重に議論すべき」との意見であった。
- ・また、市独自の条例等で企業に対し環境配慮や地元との合意形成の手続きを求めているのは、19市町中9市町であり、今後、面積要件の見直しを検討するに当たっては、環境配慮や地元との合意形成のプロセスが失われないか、しっかりと確認する必要があるものと考えられる。

## <県民（県政モニター）アンケート結果>

- ・産業振興の観点から「工場」「工業団地」の面積要件を緩和すべきという意見に「賛同できる」「条件付きで賛同できる」と回答した方は、118名（約49%）、  
「賛同できない」と回答した方は、50名（約21%）であった。
- ・「賛同できる」と回答した方の中にも、「修復不能な環境影響が生じないようにすべき」「地元の納得の上で事業をすべき」という意見が見られた。

## <企業・団体向けアンケート結果>

- ・企業や団体からも、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて規制等の緩和も検討されるべきとの意見が出されている。その際、造成等に伴う新たな環境影響が生じない場合や地元と一定の合意形成が図られている場合といった意見のほか、先進的な産業の誘致や地域雇用の創出につながる場合に要件緩和を検討すべきという意見もあった。